家族の変容と相続に関する一考察

扶養と相続の耐価的意識を手がかりにして

水野 由佳子

あらまし

近年、我が国の家族の様相が著しい変化を示していることは、既に広く指摘されている。敗戦、経済復興、そして高度経済成長・低成長期を経て、変化する社会の中、家族及び家族そのものを取り巻く諸状況も大きく変化した。それは、「家」制度からの解放、特定の家族モデルの崩壊、結婚・離婚観の変化、高齢化、少子化、といった従来から指摘されていた問題だけでなく、生物学的な領域にまで及んでいる。こうした状況は、まの形態、システム、機能等の変化とあいますで、家事審判法や戸籍法といった民法が予家って、家事審判法や戸籍法といった民法が予定しないまっす。法や社会保障法といった家族関係立法など、実にあらゆる分野で様々な問題を生み出している。

本論文においては、高齢化の進んだ我が国の 社会及び家族において、現在非常に関心の高 まっている扶養と相続に言及し、現在の扶養と 相続法理に関して、現代的機能と家族への影響 を考察する。特に介護等の老親扶養に対して、相 続でそうした面倒見負担を解消すべきであると いう対価的意識に着目し、我が国の法定相続に おける配偶者の位置付け、及び寄与分制度に言 及する。また、そうした法理を踏まえた上で、こ れからの扶養と相続、及び高齢者の経済的自立 の手段として、何らかの提案ができれば、と考え る。

1.はじめに

敗戦後、我が国では民主化の一環として家族 法の大改正が行われた。それまでの「家」制度を 中心とする団体主義から、日本国憲法に基づき 個人の尊厳と男女平等を基本とする、いわば個 人主義への変革である。「家」制度は法的に廃止 され、最終的に家族は婚姻関係・親子関係・親族 関係を規定するにとどまったのである。ゆえに 現行民法の規定の中に「家族」という言葉は存在 せず、当然その定義も置かれていない。また、現 行法は民法規定の白紙条項1を多数設けている。 こうした現行法の進歩性と柔軟性は、自由化と 流動化の中にあった戦後社会において、国家の 家族への柔軟な対応を可能とした。そのため本 来であれば現実の社会・家族を反映し、その結果 として法改正が行われるべきところ、現在に至 るまで大きな法改正が行われることもなかった のである²。

大きな国内経済の影響を受け、我が国の家族 観は大きく変わった。他の先進国同様、我が国も いわゆる核家族のような画一的な理想の家族像 は過去のものとなり、実に多様な形態の家族が 生まれているのである。今後の家族政策は、そう した多様な家族、そして個人を法や政策によっ て既成概念に押し込めるのではなく、また逆に 社会から弾き飛ばしてしまうのではなく、事実 を見つめ、出来る限り合理的かつ効率的な対な が可能な制度の構築が求められているのではないだろうか。

そして近年、こうした家族の多様化、及び急速

¹ まず当事者間の話し合いで事を決めることを認めている。

²他の先進諸国においては、ほぼ例外なく1960年代以降、夫婦や親子法の分野に関し、大改正が行われている。

水野 由佳子

な高齢化を背景とし、現代家族が抱える相続に対する意識に注目が集まっている。人々のライフサイクルの変化により、相続は家族の生活保障という従来の機能に加えて³、高齢者の老後の生活保障という機能をも持つことになった。特に老親扶養・介護の問題と結び付けられ、面倒とに表親扶養と相続の対価的意識したいるである。このような対価的意識は、死者の意思をより尊重するという視点からられているのである。このような対価的意識は、死者の意思をより尊重するという視点からられているのである。このような対価的意識は、死者の意思をより尊重するという視点からられているのである。このような対価的意識は、その有用性・利便性を強調する風潮は存むし、遺言書に対する制限は徐々に低くなっている。

本論文では、現在の扶養と相続法理に着目する。特に、介護等の老親扶養の負担を相続によって清算するという扶養と相続の対価的意識を手がかりとし、扶養と相続の現代的機能と家族への影響を考察する。家族間における扶養と介護、そして相続という三者の関係を混同・曖昧化することなく捉え、家庭内でのコスト負担の平等化、財産権利関係の整備を課題として解決していくことによって、様々な家族に対応できるような扶養・相続制度が構築されていくのではないかと考える。

対価的意識は介護を媒介として、扶養と相続を結びつける。多くの介護の場面で対価的意識を伴って問題となるのは、実際に介護を行う家族の構成員である配偶者及び子、そして子の配偶者であろう。以下、扶養と相続の法的位置付けを確認するとともに、夫婦間の相続を考える間で現行の我が国の相続制度における生存配偶をで現行の我が国の相続制度における生存配偶をで現行の我が国の相続を唯一関係付ける当時に関して具体的な政策を提案する。さらに、相続が始まる以前、つまり老親介護係を整理する手段であり、近年高まりをみせる。が行われる過程において、家族内の財産関係を整理する手段であり、近年高まりをみせる高齢と関する手段であり、近年高まりをみせる。が行われる過程において、家族内の財産関係を整理する手段であり、近年高まりをみせる。リバース・モーゲージ制度に触れる。

2.現代家族が抱える相続問題

2.1 老親扶養と相続の対価的意識

近年の相続法においては、高齢化社会を反映し、相続の機能の変化に関する研究を多く見受けることができる。新聞等の世論調査等の調査結果を大雑把にまとめた結果、一般の意識として以下のことが確認できるとされる4。

現行相続法が規定する均分相続は必ずしも主 流ではない。

職業別・地域別といった限られた範囲においては、家財の承継や家督相続といった考え方も依然残っている。

相続人について、配偶者と子が区別されている。配偶者に関しては、夫婦財産の共有制という考え方が圧倒的であり、配偶者(特に妻)が生産労働への従事のあるなしに関わらず、生存配偶者は相続財産の形成、維持に貢献しているという意識が高い。そしてその寄与は相続財産の中に、潜在的持分として存在していると考えられている。

子の相続に関しては、老後扶養に対する対価 的意識が今まで以上に顕著化している。こう した意識は の層とは別のものであり、この 層においては遺言の意識も非常に高い。

この場合の対価的意識とは、被相続人の面倒をよく見てくれた相続人に多く相続させたい、というものである。こうした対価的意識における相続の意味は、被相続人の扶養問題との関連付けられる。つまり、老後の生活維持という考え方が、従来考えられていた相続人の生活保障といった問題にとって代わることになるのである。

相続の対価的意識の背景には、我が国の急速な高齢化に伴うライフサイクルの変化が挙げられる。高度経済成長によって国民の所得水準は飛躍的に向上し、栄養の摂取状況、公衆衛生等の改善、医療技術・施設の進歩は、平均寿命を先進諸国のトップにまで押し上げた。さらに人口動態統計によると、人々は70 - 80歳代まで生き、

³ 近年では特に生存配偶者、妻の生活保障確保が重視されている。

⁴ 有地亨「現今の相続の機能の変化とその考え方の再検討」(家族史研究編集委員会編『家族史研究3』大月書店、1981年) 99 - 100頁。1980年(昭和55)に内閣総理大臣官房老人対策室の委託で行われた『資産相続についての意識調査』がこの元になっているが、この調査そのものの精度には疑問が残ると指摘されている。伊藤昌司「判例評論」第406号『判例時報』(判例時報社)第1433号、1992年、176頁。

夫の死亡時に子は40歳台後半、妻死亡時には50歳台後半にさしかかっているという前提のため、相続人が父親の遺産によって扶養を受ける必要はなく、また相続人は親の遺産をマイホーム取得や事業独立資金として当てにしないというのである。

被相続人の生活保障に役立てる必要がなく なった遺産は、被相続人自身の問題にとって変 わることになる。つまり、被相続人の老後の資産 活用による老後保障としての役割である5。1980 年(昭和55)の民法改正により配偶者の法定相 続分の拡大が行われたのは、こうした事態に 沿った国の対応策である。民法学上は、夫の死後 約9年間生きる妻の生活保障強化のため、と説 明される場合が多いが、この改正は二面的な性 格を持つと指摘されている。つまり、夫に対する 妻の療養看護にかかる寄与分制度とともに、家 族介護者(その多くは妻)への代償措置強化とい う側面である6。同様に、子への老親介護の対価 として、面倒を見てくれた子に対して、より多く の遺産を相続させたいと考えるのは当然である と思われているのである。

相続の対価的意識は、相続人である子においても顕著である。介護に苦労した以上は、面倒を見なかった他の子よりは余分に遺産を貰いたい、と意識されるのである。特に、寝たきりや痴呆など、重度の介護が必要である場合、日々介護に追われるといった場合もある。そのような介護の末、相続が行われたならば、面倒を見た子の対価的意識が強くなるのは無理からぬことであろう。また、そうした場合は、子の兄弟姉妹同士が疎遠

になっていたり、お互いの配偶者等の意見に左右されるなど、対価的意識をより増幅させる要因も存在すると考えられる。

扶養と相続の対価的意識は、今後もさらなる 広がりを見せると予測できる。なぜなら、国の政 策的要因や経済社会によって媒介・強化されて いるからである。その中心となっているのは、介 護保険制度の導入である。高齢者福祉サービ及 の有料化・市場化は、家族介護者に介護者に介 自覚させる。つまり家族介護者は、自分が値段 自覚させるような介護は、市場にでれば値段の つくものであると認識するようになり、そらば、 を貢献が金銭的価値を生むものであるな値を を持たるのである。こうした意識は、老親の を考えるのである。こうした意識は、老親の本 と考えるのである。こうした意識は、と親の本 と考えるのである。こうした意識は、 と考えるのである。こうした意識は、 と考えるのである。こうした意識は、 と考えるのである。こうした意識は、 と考えるのである。こうした意識として の遺産たる性格をゆがめ、面倒見や介護と相続 の対価的意識として浮上しているのである。

2.2 遺言主義への傾倒

急速な高齢化を背景とした老親扶養と相続の対価的意識は、死者の意思をより尊重し、その自由な意思により財産を処分するため、遺言の活用がより一層有用である、といった主張に結び付けられることが多い。現在の通説においても、被相続人の遺言の自由をもっと保障し、重視するような相続立法や現行規定の解釈が肝要であると説かれている"。その利用は年々増加し、実

	遺言の検認	遺言の確認	公正証書遺言	秘密証書遺言
昭和 45 年	1 049	123	13 002	
50 年	1 870	95	23 427	
55 年	2 620	123	30 046	
60 年	3 ,301	110	41 541	126
平成 2年	5 871	112	42 870	123
7年	8 <i>0</i> 65	110	46 301	112
11 年	9 818	89	57 710	112

第1表 遺言件数の推移

(参考)深谷松男『現代家族法(第四版)』(株)青林書院、2001年。

⁵ 有地、前掲論文、112 - 113 頁、有地亨編『現代家族法の諸問題』弘文堂、1992 年、13 - 14 頁、利谷信義編『NJ 叢書 現代家族法学』法律文化社、1999 年、126 - 127 頁、など多数に及ぶ。

⁶ 原田純孝「家族の変容と相続制度 『均分相続』問題から『高齢社会の相続』問題へ 」『法社会学』(日本法社会学学会 有斐閣)第49号、1997年、149頁。

⁷ 極端な意見では、一定の範囲の相続人(具体的には、未成年の子、障害のある子、未婚の女子、妻)に対し、遺言で何らの配慮をしなかった場合にのみ、裁判所が介入する程度の遺言の自由を認めるべきであり、被相続人を扶養した子とそうでない子に何らかの格差をつけ、被相続人の扶養に関しては、法的に「扶養分」を設けるといった主張もある。

務家らにおいても、その利便性から積極的な利用を勧める動きも活発である。実際、インターネットやテレビ番組等、様々なメディアにおいても、遺言の種類や書き方、その有用性をアピールするホームページや記事を見つけることは容易である。今後、こうした動きはますます増加していくのではないかと推測される。

こうした遺言主義への傾倒は、現行の均分相 続制度下における遺産分割が、「相続開始の時点 で各相続人に帰属した権利義務が、改めて譲渡 され交換される場」。として捉えられておらず、 家族紛争の一要因となってしまうことも原因の 一つであると考えられるが、家族員の個人主義 が進行しつつある現代においては、非常に危険 である。都市化や社会保障の充実、介護サービス 等の充実により、老年者の独居も一般的であり、 家族と疎遠になっている場合も多く見受けられ る。例え身体的な介護を必要としなくとも、孤独 や寂しさが判断能力を誤らせる場合や、悪質る 犯罪に巻き込まれる可能性を大いに秘めている。 実際、独居の高齢者を狙い、遺言書等を利用した 事件や犯罪が報じられている。。

我が国の現行遺言制度は、明治民法における家制度の廃止と戦後の法制度を前提としつつ、明治民法をおおむね路襲したものである。1947年(昭和22)の大改正の影響もほとんど受けておらず、「家」制度解体や、個人の尊厳と両性の本質的平等といった大きな課題によって、再検討課題として先送りされたのである。しかしながら、近年の高齢化社会を背景とした遺言ブームともいえるこうした社会の中、制度として根本に立ち返り、その存在意義、現実の機能等を検討することが必要であると考える。

2.3 扶養と相続

人口統計等の資料にあらわれる人生のライフ サイクルの変化は、本当に相続の機能を変化さ せてしまったのであろうか。経済が不安定な現 代において、中年になったからといって、相続す る遺産が不必要であるといった判断は簡単には できないし、子の立場においては、自らの生活に プラスして、高齢の親を抱えるといった負担を 背負い込むことになる。晩婚化が進む中、自らの 子の養育・教育費はその必要な時期を以前より 後時点にシフトさせているであろうし、企業に よるリストラや会社倒産の恐怖まで備わってい るといえよう。このような状況の中で、高齢の親 が死亡する時期に、ある程度中年になっている からといって、相続する遺産が不必要であると は、安直には判断できないであろう。また、相続 資産があった場合においても、痴呆や病気によ り自らその管理ができず、その資産管理が困難 になるということがある。この場合、身体の介護 だけでなく、財産の管理も子が負担することに なる。子が数人いる場合は、その方法は様々であ ろうが、平等に分担する義務があることは当然 である。

この場合、前提となっている家族モデルは、恐 らく、夫婦が生涯をともに過ごし、生存配偶者の 共同相続人がその者の子であることを当然のも のとしているような、いわゆる伝統的な家族で あろう。こうした家族モデルの一般化は、中高年 の離婚・再婚という視点を欠いたものである、と 指摘されている10。実際、夫をなくしてからの妻 の再婚には障害が多い。扶養や相続関係の複雑 化を子が簡単に受入れるわけはないし、当然経 済的な問題も絡んでくるからである。この場合 の相続については、高齢者の再婚によって婚姻 期間が比較的短期間な生存配偶者に被相続人の 財産が移転し、そして生存配偶者の前婚の子、ま たはその他の血縁者に移転していくことを認識 しなければならない。仮に子の反対により入籍 されないならば、事実婚の問題が浮上すること になろう。さらに、そこでも扶養と相続は同様に 問題となることが予想できるが、こうした認識 はほとんどなされていない。

⁸ 伊藤昌司「寄与分の算定に関連する若干の問題」『判例タイムズ』(判例タイムズ社)第663号、1988年、24頁。

^{9 1994}年(平成6)の西日本新聞1月3日、北九州で見ず知らずの第三者などが独居老人らと知り合って間も無く養子縁組を行い、遺言書の作成、書き直しを行ったため、親族との間に遺産相続トラブルに発展したケースが2件紹介されている。今年報道された中にも、刑事事件にまで発展しているケースもある。大阪での中国人妻による高齢資産家を狙った替え玉殺人事件は記憶に新しい。

¹⁰ 伊藤昌司「家族の変容と家族法」『都市問題研究』(都市問題研究会)第46巻3号、1994年、96頁。第17回全国家事調停婦人委員懇談会「調停に現れた家族観の変化 - 高齢者の離婚・扶養・相続など - 」『ケース研究』(家庭事件研究会)第226号、1991年、49頁。

高齢化社会を背景とした相続の意識変化は、 一見もっともであり、死者の意思をより尊重す るため、遺言書をより使いやすく、利便性の高い ものにしようとする動きにも妥当性があるよう に思える。社会の流れを的確に捉え、法的システ ムに反映させたこうした一連の動きは、もっと もらしく思われる。しかし、こうした動きは扶養 と相続、両方における平等の観念を損ねるもの である。事前に相続人同士がよく話し合いをも ち、お互い納得した上での処置ならばまだしも¹¹、 このように「家」制度時代相続の名残のように扶 養と相続を混同し、曖昧化して議論することに は疑問を感じる。現行民法において、扶養と相続 は全く別の制度として取扱われており、扶養は 対価がなくても義務として存在し、相続には直 接影響しないのである。

それでは、何故この扶養と相続の対価的意識、及び遺言の活用がこんなにも強く意識され始めたのだろうか。未だ扶養・面倒見と主要財産の相続が渾然として結合していた伝統的慣行が、強く根付いているという理由だけではないであろう。つまり、現行民法の均分相続を前提とした上で、面倒を見てくれた子(もしくは第三者)にとっての実質的衡平をいかに実現すべきか、であら意識から生まれていると考えられるので意識は、夫死亡後の長い高齢期を一人で生きなければならない妻に顕著に、男の子よりもむしろ女の子に頼りたいると考れ、男の子よりもむしろ女の子に頼りたいの配偶者(嫁)の意識も同様の形で形成されていると考えられるのである。

1980年(昭和55)の寄与分の創設は、このような相続の対価的意識をより一層強める一つの契機ともなった。この制度は、我が国の均分相続制度が家族の個人主義化の中で生み出された欠陥、つまり家業の跡取の確保、老親の引取扶養を奨励する意味を持つが、現在のところ一応は相続の範囲であり、問題解決の決定打とはいえない。むしろ、その曖昧な法解釈による取扱いが、さらなる紛争の種となりえるのである。

今後の扶養と相続に関しては、夫婦及び家族 間の財産権利関係を放置したまま、安易に法定 相続分を拡大したり、寄与分制度を強調するこ とによって、扶養や介護負担の見返りとしての 相続の対価性を強調するのではなく、家族内で のコスト・負担の公平・平等化、財産権利関係の 整備に目を向けるべきであろう。今後、介護コス トの顕著化はより一層進むであろうから、そう したコストをどのような方法でもって家族員間 で平等に分担するのか、家族であっても当然に 主張できる権利は何であるのかを検討すべきで あり、介護コストを扶養問題に混在させ、扶養制 度と相続制度との直結を議論するべきではない と思う。少子高齢化、家族の多様化は今後ますま す進むであろうから、一定の家族モデルを前提 としたような法解釈をするのではなく、夫婦・親 子といった家族関係の法体系を今一度再確認し、 あらゆる家族にもマッチするような、いわば各 家族ごとに扶養と相続のあり方を選択できるよ うな体制の構築を目指すべきであろう。家族内 の多くの曖昧な法律上の問題が解決されてこそ、 それは実現するのではないだろうか。

遺言に関しても、あくまで法定相続を補足するものであり、実務上の利便性や有用性に便乗すべきものではない。今後の益々の高齢化を考慮するならば、遺言の意思やその存在に対してもっと制限を厳しくし、少しでも疑いのあるものについては、より厳格な処置がなされるべきであろう¹³。遺言書の利便性を利用して、意思能力の落ちた老親を利用する、といった犯罪に巻き込まれる可能性も否定できないのである。

3.現行法による取扱いと展望

扶養にしろ相続にしろ、家族の紛争を考える 場合、それぞれの愛情や権利があるということ も重要であるが、家族の平和な日常生活におい てどのように考えるかが重要な問題であろう。 扶養、介護そして相続という一連の流れの中で

¹¹ フランスにおいては、生前における相続と扶養の一括的な契約的処理が存在するが、こうした問題の一つの対応策の代表例であるう。原田、前掲論文「家族の変容と相続制度」、150頁。

¹² 原田純孝「扶養と相続 - フランス法と比較してみた日本法の特質 - 」(奥山恭子・田中真砂子・義江明子編『シリーズ比較家族第 期 扶養と相続』早稲田大学出版部、1998年) 186頁。我妻栄『改正親族・相続法解説』日本評論社、1949年、212 - 213頁。

¹³ 遺言法の中心をなす民法の諸条項は、1947年(昭和22)の民法改正時にもほとんど手がつけられることなく先送りされた問題であり、人々が50歳台を超えて生きることが少なかった時代のままである。伊藤昌司『相続法』有斐閣、2002年、9 - 10頁。

扶養と相続の対価的意識は形成され、実際の法規定が家族の状況に適合せず、介護負担の不公平感や期待感をもたらすからこそ紛争が起こるのである。平和時のこうした曖昧さは、我が国家族法の特徴のようである¹⁴。

それでは現行の扶養と相続に関して、実際に 老親の介護や相続が行われる前の平和な日常生 活における両者の法的位置付けはどのように なっているのであろうか。夫婦間の相続を考え る上で生存配偶者の法的位置付けに触れるとと もに、近年相続人間の衡平を図る目的で新設さ れた寄与分制度について述べる。

3.1 扶養と相続との法的関係

現行民法において我が国の扶養は、自らの生 活を自らの責任において維持すべきことを原則 としている。何らかの事情により自らの生活の 維持が困難になった場合、その者と一定の親族 関係にある者が生活に必要な糧を与えるという 制度が我が国の扶養制度として規定されている。 経済的な問題は生じていないが、精神的・身体的 な衰えにより生活に支障が生じ、他人による介 護を必要とした場合、現行民法においては扶養 の問題として取扱っていないことに注意する必 要がある。金銭的な扶養に関しては、戦前より意 識されており、扶養義務者には要扶養者を引 取って扶養するか、金銭を給付するかを選択す ることが出来た15。つまり引取扶養は義務ではな く、金銭給付が困難なとき、または金銭給付を行 いたくないときの場合に備えて、義務者の負担 を軽減するために例外として認めていたのであ る。現行法においては、「引取扶養」という言葉 自体が削除され、扶養は金銭的給付が原則であ ることを打ち出している。つまり、引取扶養は当 事者同士に合意がある場合に限定されているの である。

相続との対価的意識で問題となるのは、扶養と介護の捉え方である。実際何らかの事情で引取扶養が生じた場合は、経済的給付に限られることはなく、日常的な世話から看病と、その生活

全般に及ぶ。そのため、社会的にも介護の観念が 広義の扶養として捉えられ、扶養と介護を区別 することは困難である。このことは、民法の扶養 の原則が、金銭的なものであり介護は義務では ないという基本的な考え方からは問題となる。 将来的には改善されるべき重要な問題であるに も関わらず、現在のところこうした問題点にあ まり触れることなく、介護を扶養の問題に混在 させ、扶養と相続を対価的意識という関係でな し崩し的に議論が進んでいるように思われる。 扶養と相続、介護と扶養はそれぞれ別概念で捉 え、同時にそれらの相互関係を議論し、扶養、介 護、相続のよりよい関係を構築していくことは、 今後のさらなる研究課題であろう16。もはや介護 は、家庭においても、社会においても無視できな い問題なのである。

扶養と相続の法理に関して現行法規定では、 両者間には理論上関係がなく、老親扶養は子と して当然のことであり、遺産相続を代償とする 性質のものではない、と明確に両者を切り離し ている。実際、子の相続権は、親の扶養をしたか 否かとは無関係に認められている。一方扶養は、 一定範囲内の親族間で、一定の要件の下、独自に かつ無償の義務として発生する。その義務の発 生要件と相続権の有無は、法律上一切考慮され てはいない。しかも、民法改正当時は、現在のよ うな特別の寄与といった制度も設けられてはい なかった。実際、均分相続の下では、農家の長男 や嫁に不公平な結果をもたらす、との指摘は早 くから存在した。しかしながら、我が国において は、そうした問題の根源は法律的には「不当利 得」にあるのであって、各場合の諸事情を考慮 し、不公平のおきないような遺産分配を行うこ とが望ましい、とされておりが、扶養と相続の法 理を切り離しておきながら、ここに矛盾が生じ ることになる。

戦後当時、現行民法の明文規定は非常に近代的なものであった。その近代的であるがゆえ、戦後50年余り大きな改正もなく、変容する家族に一応の対応が可能であった。しかし民法が近代的に生まれ変わったからといって、人々の意識まで一変するわけではない。「家」制度の名残の

¹⁴ 松川正毅『大阪大学新世紀セミナー 変貌する現代の家族と法』大阪大学出版会、2001年、56 - 57頁。

¹⁵ 旧民法 959 条第 1 項、961 条。

¹⁶ 私的扶養と社会保障の関係も扶養、介護、相続に関して当然に無関係ではないが、ここでは触れない。

¹⁷ 原田、前掲論文「扶養と相続」、186頁。我妻、前掲書、172・189 - 190頁。

ような扶養に対する相続の対価的意識というものは、扶養と相続を明文規定で分離しておきながらも、当時は「家」の意識を引きずったまま、むしろ無意識のうちに明文規定の解釈によって内包されていたと考えることができる。しかし、次第に憲法が目指した個人主義的な考えが広まるにつれ、均分相続にも重点がおかれるようになり、そうした矛盾が高齢化に伴う老親扶養、つまり介護の問題として徐々に意識上にしっかりとした形で浮かび上がってきたのではないかと思われる。

3.2 相続における配偶者の法的地位

現行相続法における配偶者、特に妻の地位は、子・直系尊属・兄弟姉妹と並んで常に相続人となり、血族相続人の存在する場合は、その者と共同相続人となる¹⁸。このように、妻が血族相続人と同じ順位で相続し得ることとなったのは、1947年(昭和22)の民法改正からである¹⁹。1980年(昭和55)に改正された現行法では、夫婦に子がある場合の配偶者の法定相続分は、二分の一にまで拡大されている²⁰。妻の地位の向上とともに、配偶者相続権が次第に所有権として認められ、相続における地位は格段に高められたのである。

このような成立過程を経た我が国の配偶者相続権の根拠は、一般に夫婦財産の潜在的な持分の清算と生活保障の二点からアプローチされる²¹。現代の平均的な夫婦の財産は、例え法的には夫の単独所有になっていようとも、その夫婦が協力して作り上げたものが大部分であるとみられ、妻の実質的な潜在的持分が存在すると解される²²。この潜在的持分を被相続人死亡時に清算して、生存配偶者に帰属させるべきものを顕著化させるのが配偶者相続権といえよう。また、婚姻中に

蓄積した財産がある場合、夫婦の一方が死亡し、 婚姻解消に至った場合、生存配偶者がその残さ れた財産を生活の糧として要求することは当然 のことと思われる。

しかしながら、形式的に夫婦財産が夫の単独 所有となっていても、その中に妻の潜在的所有 分が存在すると解されてはいても、妻は夫婦財 産に内在する自らの持分を自己の財産として取 得できない²³。現行相続においては、夫婦の財産 を清算した上で生活保障として相手の遺産を相 続する、とは解されていないばかりか、夫の介護 や世話に対する対価的な意味合いすら帯びてい るのである。

我が国がその手本とするフランスにおいては、 もっぱら夫婦財産法において配偶者の保護がな されている²⁴。妻も一定の財産を持つことを当然 の前提とし、夫婦の財産関係は明確に定められ ている。離婚や相続の場合には、妻は夫から財産 を分与してもらうのではなく、自らの財産を引 き払うのである。また、他方で夫婦間の贈与に関 する特別の制度が設けられている²⁵。ある一定の 範囲内であれば、夫婦がお互いに将来の財産を 贈与しあう契約も可能であり、そうした契約は 一方の死亡時に発効する。

しっかりとした夫婦財産制を土台とした上で、こうした贈与契約が法的に認められているため、生存配偶者の地位及び生活保障の問題は大きく強化されている。一方、相続においても、近年の法改正において配偶者相続権が認められるなど、夫婦財産制だけでなく相続制度においても、その強化が行われている。つまり生存配偶者の生活保障等の問題、言い換えれば夫死亡後の妻の生活保障の問題は、夫婦間の個人主義的な財産関係の編成・処理の問題として、相続とは別の次元で解決され、それを解決した上でさらに相続においてその地位の更なる強化が行われているのである26。

¹⁸ 民法890条。配偶者といっても夫も妻も存在するわけであるが、ここで問題となるのは妻である場合が多いと考えられるため、以下では配偶者=妻を前提とする。

¹⁹ それ以前の旧法では、妻の相続は遺産相続に限られ、順位は直系卑属がない場合に限られていた。(旧民法 996条)

²⁰ 改正前は夫婦に子がある場合の配偶者の法定相続分は三分の一であった。

²¹ 中川善之助・泉久雄著『相続法(新版)』有斐閣、1985年、109頁。

²² 前述のアンケートにも反映している。

²³ 我が国の夫婦の財産関係は別産別管理制が採用されており、極めて個人主義的な考えに立脚している。後に詳しく述べる。

²⁴ 近年、配偶者の相続権が認められるなどの法改正が行われた。

²⁵ 夫婦財産契約または婚姻継続中の別の契約で約した贈与である(仏民法 1091条以下)。

²⁶ 原田、前掲論文「扶養と相続」、196 - 197頁。

我が国の配偶者の相続に関しては、血縁者よ りもその内容は重いものとなっている。学説に おいても、血族、血縁という要素が大きな影響力 を持つ相続制度において、生存配偶者の生活保 障は夫婦財産制の側面からも強固にすることが 望まれる、という見解が注目されるものの、こう した見解に立たなければならないというのが、 現行法上の実質的には妻である生存配偶者の法 的地位だといえる27。相続権に関しても、まず妻 の地位こそ立法的な根拠に立つべきであり、血 縁にしても近代相続法視点からその意味が追求 されるべきである。我が国において、配偶者は親 族とされる28。この規定は、諸外国をみても稀な 規定であり、妻の地位に関し旧法の「嫁」の残像 を思わせるものである。このことは、憲法におけ る両性の平等ばかりでなく、近代夫婦の地位の確 立という視点を曇らせているのではないだろうか。

3.3 寄与分の法的位置付け

この制度は、1980年(昭和55)の改正により 新設された制度である。この制度の意義は、共同 相続人の中に被相続人の財産の維持または形成 に一定の要件の下²⁹、特別の寄与・貢献をした者 がいる場合に、具体的相続分の算定における調 整要素として評価の対象にし、共同相続人間の 衡平を図ろうとするところにある³⁰。つまり、現 行均分相続制度において欠陥とされる家業の跡 取確保や老親の引取扶養を奨励する意味を持ち、 またそうした貢献に対し一定の評価を行うとい う制度である。ゆえに共同相続人でない者は、い かに被相続人の財産の形成・維持に貢献してい ても寄与分権利者とはならない³¹。

寄与分については、遺留分32との関係において その見解が分かれる。つまり、寄与分の上限は遺 留分によって画されるか否かである。前者の見 解によると33、遺留分を第三者の物権をも否定で きる強い権利であることを確認した上で、寄与 分は遺留分算定の際に相続債務として算定の基 礎たる財産から控除されることがないこと、及 び物権同様の権利として遺産から除外されてい ないことを指摘する。そしてこの論拠を元に寄 与分を、もともとは権利として評価され難いよ うな貢献が、共同相続人間において調整的に価 額評価されるものであると考え、相続財産の価 額から遺贈Ⴏの価額を控除した額を超えることが できないことから35、遺留分及び遺贈は寄与分に 優越し、遺贈は寄与分に優越するという関係(遺 留分・遺贈>寄与分、遺贈>寄与分)を導き出す。

一方、通説は後者の見解をとる³⁶。寄与分を定めるにあたって考慮すべき事情の中に遺留分が含まれるとされ、原則的には遺留分を尊重するとしながらも、遺留分は寄与分の上限を画するものではない、という見解である。この場合、時には寄与分が遺産の大部分に及ぶ場合も認められており、遺産の実に7割にあたる寄与分を認めた審判例も存在する³⁷。こうした見解は、現行の

²⁷ 佐藤隆夫「配偶者の相続権について」『戸籍時報』(日本加除出版)第401号、1996年、5頁。つまり、いわゆる伝統的家族のように、妻は夫に一生添遂げ、夫の介護に尽くし、その生涯を見送ってこそ、夫婦の財産を相続によって取得することが可能となるのである。

²⁸ 民法 725 条 2 号。

^{29 「}被相続人の事業に関する労務の提供」「被相続人の事業に関する財産上の給付」「被相続人の療養看護」の三要件である。

³⁰ 佐藤義彦・伊藤昌司・右近健男著『民法 - 親族・相続』有斐閣、2001年、181 - 182頁。

³¹ 民法 904 条の 2 第 1 項。

² 一定の親族範疇に属する相続人に関し民法は、被相続人の財産の一部分に特に強い相続権を有すると定めている。被相続人がこの部分を侵害するような生前贈与や遺言処分を行った際、これらの相続人は裁判によってい侵害分を取り戻すことができるとされ、場合によっては受贈者から移転した第三者からさえも取り戻すことができる(民法1040条1項)、民法は、被相続人の配偶者または直系卑属が相続人として相続財産を承継する場合には被相続人の財産の二分の一、直系卑属のみが承継する場合には三分の一について遺留分を定めいている(民法1028条)、兄弟姉妹には遺留分はない(同条)。

³³ 伊藤、前掲論文「寄与分の算定に関連する若干の問題」、23 - 24頁。

³⁴ 遺言者が包括または特定の名義でその財産の全部または一部を処分することをいう。ただし、遺言者の意思による財産処分が無制限に認められているわけではなく、相続人の生活の安定、財産の公平な分配という観点から、遺留分を超えることはできないとされている(民法964条)。

³⁵ 民法 904 条の 2 第 3 項。

³⁶ 橘勝治「相続に関する民法改正の概要」『金融法務事情』(金融財政事情研究会)第926号、1980年、8頁、加藤一郎「相続法の 改正(下)」『ジュリスト』(有斐閣)第723号、1980年、116頁等。

事 東京高裁平成3年12月24日。川淳一「寄与分と遺留分の関係」久貴忠彦・米倉明・水野紀子編『別冊ジュリスト 家族法判例 百選 第六版162号a(有斐閣) 2002年、118-119頁。

遺産分割及び遺留分の手続に影響を受けていると思われる。つまり具体的相続分30の算定においては相続債務が別に扱われるのに、債務を含めて算定される遺留分を考慮することは遺産分割を複雑にするため、その結果寄与分の算定においては、遺留分を考慮しないというのである。現在のところ、後者の見解が圧倒的に多く30、審判においても同様のようである40。その結果、遺留分が侵害されても、侵害が遺贈や贈与によって生じたものではないため、減殺請求権41の行使はできないとされる。

この場合、遺留分・寄与分・遺贈の関係は一定しない。民法904条の2第3項により遺贈は寄与分に優越し、民法1031条の減殺請求権により遺留分は遺贈に優越する。寄与分の上限が遺留分によって画されないならば、時に寄与分は遺留分を優越する(遺贈>寄与分、遺留分>遺贈、寄与分>遺留分、となり、寄与分>遺留分>遺贈、寄与分>遺留分にと矛盾する)。この点に関し学説は、遺留分は被相続人の財産処分に関する制限に過ぎず、寄与分は共同相続人相互間の衡平の理念の実現を目的としているため、両者は無関係であると解している。

寄与分を認める手続は、共同相続人間の協議 を原則としている⁴²。また、協議が不可能、また は不調ならば、遺産分割の調停または審判の手 続に併合することができるとされ、家庭裁判所が行うこともできる43。実際にこの寄与分の考え方は広まりつつある。しかし、その要件として「特別の寄与」「財産の維持・増加」をクリアしなければならない。さらに、「療養看護」イコール「扶養・介護」とは考えられていない。夫婦間同様、親子間44にも扶養義務が存在するためである45。

4.これからの扶養と相続に関する政策的 提言

現代の高齢化社会、少子化は家族の変容、多様化にあいまって社会全般、そして国民の生活全般に大きな影響を及ぼしている。戦後の家族改革以来、変化を見せる我が国の家族は、先進的で柔軟な近代法規定を認識はしているものの、その法制度の機能や役割、そして家族の持つ能力をどれぐらいの範囲で確認していくのか、困難な問題に直面している。そして介護という予想以上の大きな負担に困惑し、家族を取り巻く様々な問題の一角が、扶養と相続の対価的意識を発端として、噴出しているのである。

扶養と相続の問題では高齢化を反映し、介護 費用等の高額化、家族関係の多様化は、扶養と相 続の関係を対価的なものへと導く。介護が社会

³⁹ 遺産分割においては、共同相続人各自の権利・義務の分量の確定が必須である。遺言による法定相続分の変更があった場合はその遺言における指定相続分、通常の場合であれば法定相続分を元に計算することになる。民法においては、共同相続人の相対的平等を図るため、各相続人が被相続人から受けた遺贈や贈与を、相続開始時に被相続人に属した財産に計算上合算し、相続人各自の取得額を算定するように定めている(民法903条1項)。この計算によって算出される相続人各自の取得額相互の比率を「具体的相続分」という(民法903条1項・904条の2第1項の最後にいう「相続分」)。佐藤・伊藤・右近、前掲書、176頁。この持ち戻しをめぐる特別受益の合算においても問題が多い。

³⁹ 同書、182頁。

^{#1} 遺留分権利者が遺留分を保全するため、被相続人による遺贈や贈与の減殺を請求することができる(民法 1031条)。この権利の性質につき、学説は分かれている。そして、減殺請求権の行使要件は、まず遺留分権利者のために相続が開始しており、その被相続人による贈与・遺贈によって遺留分が侵害されており、さらに、この二つのことを遺留分権利者が知ってから一年経過していないことである(民法 1042条)。

⁴² 民法 904 条の 2 第 2 項。

⁴³ 民法 904 条の 2 第 3 項以下。また一定の場合のみ、遺産分割と切り離して寄与分のみの決定を求めることもできる(民法 904 条の 24 頃)

^{**} 民法877条2項においては、前者以外の3親等内の親族で特別の事情がある場合、と規定されている。この場合は、審判を要する

⁴⁵ 民法725条、民法877条1項。実際に介護の対価として寄与分を認めた審判例としては、四女夫婦が重度の痴呆で目が離せなかった母を10年間介護し、自分で家事ができた余裕も考慮しつつ、家政婦を雇った場合の費用を計算した結果、その約6割の約1,200万円を寄与分として認めた審判などが存在する(盛岡家審昭和61年4月11日)。家庭裁判月報38巻12号71頁。

的な問題となっている現在、上で述べた配偶者 及び寄与分制度の取扱いは果たして妥当なもの なのであろうか。介護を含む扶養と相続の対価 的意識は、その負担が予想以上に大きい場合、 者のある程度の対価的な取扱いはやむを得ない もしれない。しかし、そうした両者の曖昧 位置付けを受け入れ、それを前提として議論 は別の概念として捉え三者の関係を議論すべう は別の概念として捉え三者の関係を議論すべう解 状し、現代家族に適合しない部分や「家」制度の 残影を頑なに守ろうとする部分については、 残影を頑なに守ろうとする部分についてはなく、 現実を見つめ、真摯にその問題に対処すべきで あるう。

以下、上述した問題点である生存配偶者の相続のあり方、扶養と相続を唯一結び付けようとする寄与分制度に関して政策的提言を行う。さらに高齢者の自立意識の高まりを受けて、高齢者が経済的に自立できる手段として、フランスの終身定期金契約、及び我が国のリバース・モーゲージ制度に触れる。

4.1 生存配偶者の生活保障と夫婦財産制度

相続時において、配偶者の生活保障は当然に 考慮されなければならない。社会的にも広とは されている問題であり、そういう意味では生 存配偶者(妻)の生活保障は基本的には生 存配偶者(妻)の生活保障は基本的には ものということができる。長年連れ添っのの生前贈与や遺贈、その際の遺留分のあり 方は民法上はもちろんのこと、税法上も正配り 課題であろう。1980年(昭和55)の法改正相の 課題であろう。1980年(昭和55)の法改正相続の にも強く意識され、ゆえに配偶者の法定相続分の いってこれ以上夫婦財産制の議論を置さとにっ で、相続における配偶者の地位を高めるも大きい はない。欧米諸国に比し、ただでさえも大きい 配偶者の法定相続分をこれ以上拡大することは、 夫婦の財産関係のあり方、法的処理のゆがみをさらに増幅させるだけでなく、中高年の離婚・再婚に伴う問題をも増加させることになるからである。

現行我が国の夫婦の財産関係は、極めて個人主 義的な考えに立ち、別産別管理制が採用されてい る⁴。それぞれの財産は自らが管理し、処分も自 由である。民法の条文上では、三つの財産の帰属 を規定している。婚姻前にその人の財産であった ものは、婚姻後もその人の財産であり、婚姻中に 貰ったり稼いだものは稼いだ人のものである。そ して、誰のものかわからない財産は共有となる。 このような別産制の下、妻が専業主婦であるなら ば、妻は社会一般の意識とは一致せず、夫の給料 に対して無一文の状態となる。判例によると、妻 には婚姻中には扶養請求権、離婚の際には財産分 与請求権、そして相続の際には相続権が規定され ているため、配偶者である妻の権利は確保されて いる、と理解する47。別産制を採用している限り、 妻の家事労働を評価することには、どうしても無 理が生じる。そのため離婚時や相続の際に、曖昧 な家事労働の評価であるとか、内助の功という概 念が内在され、我が国の夫婦財産制をより一層理 解しにくいものにしているのである。

判例が示す通り、離婚や相続の際にそれぞれの権利が存在し、紛争時における権利は一応確保されているかもしれない。しかし、「夫の稼いだものは全て夫のものである」という原則論が根底にある限り、専業主婦である場合の配偶者は常に経済的に夫に依存することになり、離婚や相続といった場面においてのみその者の権利としてが書してあり(フランス型の夫婦財産制)、明瞭にされるのであれば、相続時において配偶者は家事労働や介護の評価としての潜在的持分の清算というような、自立し得ない立場ではなく、個人の財産として夫婦財産を取得することが可能となるのである。

まず、配偶者相互間の生活保障の問題は、フランスの場合がそうであるように、第一義的には婚姻の直接的効果である夫婦財産制によって解決さ

⁴⁶ 民法 762条。

⁴⁷ この問題に関して、妻の協力があったからこそ得られた所得であるとして、夫が妻と折半して確定申告を行った事例が存在する。 税務署ではこのような確定申告は認められず、民法 762条1項及びそれに基づく課税は憲法 24条に違反するとして争われた。最高裁は本文中の配偶者の様々な権利を理由とし、憲法違反ではないというしている(最高裁大法廷判昭和 36年9月6日、最高裁判所民事判例集15巻8号 2047頁)。

れることが妥当であると考える。中高年の離婚・ 再婚の増加を視野に入れ、夫婦財産制の規範に よって本来自己に属する財産を確保した後に相 続分として要求できるものは何か、再検討する ことが望ましい⁴⁸。このことは、夫婦相互、そし て夫婦と子の双方の自立意識にも適していると 思われる⁴⁹。

しかしながら、別産制の経験しか持たない我が国に、フランス型の共通制をいきなり導入することはやはり困難であろう。夫の財産でも妻の財産でもないコミュノォテという我が国には存在しない財産範疇を設けることは、他の法分野の解釈との調整も困難であろうし、第三者との関係も不安定なものになりかねない⁵⁰。したがって、フランスにおいて1965年(昭和40)の夫婦財産法改正の際に法定財産制として候補に上がり、以後の民法典中にも夫婦財産契約の選択肢の一つとして挙げられている所得参与制に最も適しているのではないかと思われる⁵¹。

この制度は別産制の延長上にあり、婚姻中は現在の我が国の純粋別産制とほとんど変わりはない52。両者の相違は、この財産制の解消時にあらわれる。つまり、夫婦の一方を他方のための参与債権の債務者にするのである。第三者に対する夫婦の地位には何ら変化はなく、参与制の解消は夫婦の債権者に対して何も影響を有しない。また婚姻中においても、解消によって生ずる大婦相互間の債権債務関係がうやむやにならまた婚姻中によっても領害を婚姻中に譲渡がある。第三者に、解消によってもが事を婚姻中においても、解消によって生ずるしたり53、配偶者の一方の利得分を財産制の解消前に減少させる取引を行うことによって、相手方の参与分上の不確定的権利を失わせることが等を

防止する規定がおかれ、別産制の弱点を補強するような手当がなされている。

我が国の相続制度における配偶者の生活保障 は確実に重要視されており、その地位も向上し た。しかし、夫婦が夫婦として生活している日常 において、夫婦間における財産の意味、夫名義で 蓄積された財産の意味をもっと明確に捉えるべ きである。旧法の規定を男女平等という観点か ら形式的に見直したような別産制を見直し、財 産の権利関係の清算と他の財産の割譲とを区別 できるよう、夫婦の財産関係を再検討するべき であろう。妻の夫名義財産への潜在的な持分や、 その持分への期待が裏切られたとき、紛争へと 発展する。夫婦の財産を夫婦財産として清算す る国では、こうした不都合は起こらないし、夫婦 の立場も極めて平等である。中高年の離婚との 関係においても、極めてバランスが取れている のではないだろうか55。

そしてこのように夫婦財産制を通じて、生存配偶者の居住用財産の生涯利用権や年金等の権利を確保することができ、ある程度生存配偶者の生活保障が確保されるならば、法定相続分は引上げ前の三分の一、もしくは他の共同相続続けるであり、その歴史的背景や沿革は我が国とと相続の捉え方にも国民の家の現が存在するものの、我が国の現行相続法に最も近い基本構造と内容をもち、高齢化問題も我が国と同様である。そういう意味でも、大いに参考にできるのではないだろうか。

⁴⁸ 伊藤、前掲論文「家族の変容と家族法」、100頁。

⁴⁹ 原田、前掲論文「扶養と相続」、226頁。

⁵⁰ 伊藤昌司「法制審身分法小委の1975年(昭和50)中間報告と夫婦財産「共有」制」(中川淳先生古稀祝賀論集刊行会『新世紀へ向かう家族法』日本加除出版株式会社、1998年)、154-155頁。

⁵¹ 同論文、155 頁。右近健男「夫婦財産制(西ドイツ)」『比較法研究』(比較法学会)第37号、1975年参考。

⁵²「婚姻中は、夫婦があたかも別産制に服して婚姻したかのように機能する」と規定されている(仏民法 1569 条第 1 項)。同論文、 156 頁。

⁵³ 配偶者の一方が自らの意思、あるいは他方配偶者の圧力に負けることがないようにする規定である(仏民法1569条)。同論文、 157頁。

⁵⁴ 当初財産以外の財産において、夫婦の一方が他方の同意なしに贈与したものがあっても、それは処分者の最終資産に計算上合算されたり(仏民法 1573条)、詐欺的贈与の減殺請求に関する規定(仏民法 1577条)等により他方配偶者の不確定的権利が保護される。さらに、夫婦が不和の期間には、婚姻中における参与債権の確定請求を行うことができる(仏民法 1580条)、これは夫婦の一方による加害的乱脈経理や財産運用による原資の減少を防止するためである。伊藤、前掲論文「法制審身分法小委の1975年(昭和50)中間報告と夫婦財産「共有」制」、157-158頁。

⁵⁵ 長年連れ添った妻と死別後、再婚後短期間でその夫が亡くなった場合、夫の多くの財産は、後妻の血族へ流れることになる。

⁵⁶ 伊藤昌司「夫婦財産制議論の行方」『ジュリスト』(有斐閣)第1019号、1993年、58 - 59頁。

4.2 介護の有償性と寄与分

扶養と相続の対価的な意識から、寄与分制度 は現在強く意識されている。しかしながら、遺留 分との関係が規定されておらず、また寄与分権 者を相続人のみに限定されているなど、その問 題点も多い50。相続人以外の者として想定される 者は、被相続人の内縁の妻、事実上の養子、相続 人の配偶者、子が相続人の場合の兄弟姉妹等、全 くの他人が無償で老後の世話をした場合も考え られる。こうした相続人以外の者に寄与分を認 めるとなると、その範囲をどこで限定するか、さ らには手続上も大きな障害となるため、寄与分 権者は相続人に限られたのである58。相続人の配 偶者(いわゆる長男の嫁)や被相続人の内縁の妻 に関しては、特別の寄与として「相続人の療養看 護」を認めていることを考慮すると、相続人を通 じ、相続人の寄与分と同視して相続人に寄与分 を認められると解されており、実際にも妥当な 結果を得やすいとされている⁵。

しかしながら、上述した問題点も含め、こうした寄与分の曖昧な法的位置付けは、改善されるべきである。現在の規定を生かすのならば、寄与分の法規定や夫婦に関する規定を拡大解釈して、相続人を通じて潜在的な寄与分権者の寄与を現実化したり、遺留分との関係を曖昧なままにするのではなく、法規定を忠実に解釈し、寄与分は共同相続人間の調整要素としてのみ取扱うべきである。つまり寄与分は「相続財産の維持・増加に貢献しながらも、そのことが被相続人への債

権を生じさせるほどにも明確ではなかったため、 財産法上は評価されない付加価値」をいうので あり、もともとは権利として評価され難いよう な貢献が共同相続人間において調整的に価額評 価されるだけのものであるため、遺贈によって 制限されるのならば(民法904条の2第3項)60、 当然遺留分によっても制限されるべきであり、 法定相続分の修正要素たる性質は持たない、と 位置付けられるべきである61。当然、相続人では ない子の配偶者や内縁の妻の寄与を、相続人を 介して認めるべきではない。このような拡大解 釈は、相続人がいない場合の関係者との格差を 生じさせるだけでなく、寄与者の権利を無視す るものであり、全く根本的な解決にはなってい ない。つまり、相続人である夫または子の財産が 増えるだけで、寄与者本人の財産には何ら影響 を及ぼさないのである62。寄与分を考慮して遺産 分割を行う際は、まず遺産の現在額から遺留分 を考え、それを確保した上で残存の積極財産額 を抽象的に算定し、それとの対比において寄与 額が定められるべきなのである♡。

相続人間の平等・衡平のための制度として、我が国の民法上最も優先されなければならない制度は、第一に遺留分であると考えられる⁶⁴。遺留分は、民法 1040 条にもあるように、被相続人が生前に贈与し受贈者及び受贈者からそのまた第三者へと所有権が移転した財産でさえ、相続人の誰にも一定割合以上の財産を確保せしめる制度である。また、一般に指摘されているように、民法 1044 条は民法 904 条の 2 を準用していないため、寄与分は遺留分算定の際の相続債務(民法

⁵⁷ 泉久雄「寄与分の主体」(太田武男・野田愛子・泉久雄編『寄与分 - その制度を課題 - 』一粒社、1998年)、81 - 82頁。

⁵⁸ 相続人であれば遺産分割の当事者であるため、その際に寄与分を取り上げることができるが、非相続人の場合は遺産分割に取り 込むのか、別個に寄与分請求の手続を設けるかしなければならない等、性質上、手続上の様々な難点があるといわれている。泉、 前掲論文、79 - 80頁。

⁵⁹ 同論文、78 - 79 頁。

[◎] 遺贈の有無はその旨を記載された遺言書が発見されて初めてその処理を問題として扱うことができる。しかし遺言の存否は相続開始時に必ずしも判明しているとは限らないし、遺言書が最終的な遺言書であるとは限らない。そういう意味では、寄与分の上限を遺贈によって制限した民法904条の2第3項の意味は重大である。

⁶¹ 佐藤・伊藤・右近、前掲書、181 - 182頁。

[©] 伊藤、前掲書、310頁。夫は仕事、妻は専業主婦という夫婦形態であれば、妻の特有財産の相続に際しては、常に夫の寄与分が 存在することになる。上野雅和「寄与分と特別受益」(中川淳還暦『現代社会と家族法』日本評論社、1987年)、416頁。例えば、 専業主婦の妻が夫の両親を介護し、寄与が認められた場合、妻の寄与は夫の寄与として評価され、その評価は夫が相続する財産 として反映することになる。しかし現行の我が国の夫婦財産制度においては、その財産は夫が死亡するまで妻のものにはならな い。しかも夫死亡後、妻はその財産を自己のものとして取得することはできず、あくまで夫の遺産として相続することになるの である。

⁶³ 谷口知平「相続法改正と、とくに寄与分条文の若干の解説私見」『龍大法学』(龍谷大学)第14巻3号、1981年、334頁。谷口氏は法制審議会身分法小委員会の委員として、1980年(昭和55)改正の審議に参加されていた。

⁶⁴ 伊藤、前掲論文「寄与分の算定に関連する若干の問題」、23頁。

1029条)にもあたらない弱い法律上の利益に過ぎないのである。にもかかわらず、債権よりもさらに弱い法律上の利益に過ぎない寄与分によって制限されるはずはない。

しかしながら、現実にはこのような取扱いは 不当であると考えられるがゆえ、遺留分への一 応の配慮は行われつつも、寄与分による遺留分 の侵害が起こっている。つまり、現実には相続人 または相続人以外の者でも、被相続人の「被相続 人の事業に関する労務の提供」「被相続人の療養看護」 の三要件を満たす場合、被相続人の財産にその 者の潜在的な持分が形成されていると考えられ ているのである。そして、夫婦の財産関係と同様 に、内在された持分は扶養と相続の対価的意識 として認知され、相続時に解消されるべきであ ると認識されているのである。

そのように強い権利として寄与分が認識され ているのであれば、立法政策として民法904条の 2 第 3 項による寄与分の遺贈による制限の意味 を再考し、寄与分を相続債権、もしくは債権とま ではいかなくとも特別受益の持戻しと逆の操作 をするとともに、遺留分算定の基礎財産から控 除すべきである65。我が国の法解釈として民法 1029条における「債務」において、相続人に対 する債務も含まれるか否かは明確ではないが、 その手本としたフランス民法典においては相続 人に対する債務も含まれるようである66。相続人 もしくは相続人ではないからといって、当然に 主張できる持分や債権を寄与分と同視される理 由はないで。そして扶養と介護、そして相続のよ りよい関係を構築してくためにも、このような 曖昧な取扱いは改められなければならないので はないだろうか。

4.3 扶養と相続の契約的処理と老後の資産活用

現在の我が国の扶養は、金銭給付を原則とし ている。扶養と相続の対価的意識は、親の高齢化 に伴い、身体的(介護)さらには経済的(金銭面) に老親自身での生活維持が困難となっていく過 程で、面倒を見ている家族構成員の間に徐々に 形成され、相続の際に決定的な形として認識さ れる。前述の生存配偶者の生活保障及び寄与分 制度に関する提言は、扶養と相続の対価的意識 が形成された後、つまり相続時におけるもので ある。ここではそうした対価的意識が形成され る前、つまり扶養や介護が行われている過程に おいて何らかの手段を講じていくことも家族間 の負担の平等化、財産関係の整備に有効である と考える。また、相続人以外の関係者との関係を 考える上でも、社会的な制度を用意することは 有用であると考える。

我が国がその民法の手本としたフランスにおいては、相続慣行として「扶養と相続の契約的処理」が存在する®。この扶養と相続の契約的処理は、親の権威と配慮の下で、当該家族における様々な要素を考慮しながら、相続を目的意識的に組織することにより、死後の紛争、自営業や農業経営の場合であれば資産と経営の無用な細分化を未然に防止する目的をもってなされる。この中には当然自己と生存配偶者の老後の地位、生活保障といった問題も含まれ、自らの意思をもって決定が行われる®。必要な契約には全て公証人が関与し、公証人証書で作成される。

我が国でも公証人を通じて、扶養と相続に関して取り決めがなされる場合がある。遺言書によってなされる場合や、ある程度の契約を盛り込んだ誓約書として行われる場合があるが、法的に整備が進んでいないことはもちろんのこと、家族内に契約を持ち込むことへの嫌悪感等が複

⁵⁵ フランス民法においては、寄与分は相続債権として遺留分算定の基礎財産から遺産債務として控除される。ドイツ法においても、 具体的相続分の算定において、寄与分を特別受益の持戻しと逆の操作をするとともに遺留分算定の基礎財産から控除される。

⁶⁶ 伊藤、前掲論文「寄与分の算定に関連する若干の問題」、25頁。

⁶⁷ 伊藤、前掲書、311 頁。現行規定前の裁判例には、長男が家業を担うことになった後に新築された被相続人名義の家屋に長男の持分二分の一を認めたもの(大阪家審昭和40年9月27日)や、長男が育成・維持してきた果樹を土地とは別の固有資産として認めた事例(松山家審昭和42年12月22日)が存在する。

⁶⁸ 原田、前掲論文「扶養と相続」、201 - 202頁。

⁶⁹ 基本的な類型とされるのは、相応の年齢に達した夫婦が共同で贈与を行うタイプであり、夫婦の財産の清算をベースとし、子の 同意を得た贈与分割契約が同時に行われる。以後の親の地位と生活保障に関しては、分割行為の内容に応じ、詳細な契約条項が 贈与分割証書中に記載されることになる。

雑に絡まり、さらなる紛争の種となってしまうこともある⁷⁰。また、税法上の扱いと抵触することが多く、税金面でも不利な取扱いがなされる結果が多い。

また、フランスにおける扶養は、もっぱら金銭 的なものである。引取扶養や介護が法的に求め られることはなく、扶養義務者に求償されるの は金銭による。このため、不動産を媒介とする 「ヴィアジェ」と呼ばれる終身定期金契約という 制度が広く使われている11。この終身定期金契約 とは、残っている平均寿命から定期金の額を算 定し、死亡時に定期金の支払い義務は終了し、定 期金の義務者がその不動産を取得する、という ものである。お年寄りが長命か短命かによって、 全体的にお年寄りに支払う金額が異なってくる 仕組で、短命ならば少ない出費で不動産を取得 することができる。逆に長く生きたならば、その 分定期金の支払いは多くなる。この契約は、子と の間で結ばれることもあるが、全くの第三者と 締結することも多く、契約にあたっては公証人 が積極的に関与する72。この契約を終結した場 合、本来であれば金銭を生じない居住中の住居 によって、老後の生活費を賄うことが可能とな

こうした偶然の利益を得ることを目的とした 射倖契約は、我が国では射倖性が高ければ、原則 として契約は無効となってしまう。しかし、居住 用の資産はあれど、生活費がない、というケース は我が国でも少なくはないし、また生活保護法 において問題となるケースである。このような 方法によると、居住用不動産を確保しつつ収入 を得ることが可能となるため、経済的な自立を 図る有効な手段の一つと考えることができる。 そういう意味において、この終身定期金契約の 持つ、法的な技術は非常に大きいと考える。

このように居住用資産を活用して、そこに住み続けながら年金式に生活資金を得、契約終了時、つまり利用者の死亡時に当該資産を売却するなどして借入金を一括返済する制度は、未だ認知度は低いがフランスと同様我が国にも存在する。この制度はリバース・モーゲージと呼ばれ、20年ほど前から大都市圏の地方自治体や民間金融機関によって取り入れられるようになっている73。

このリバース・モーゲージの特長は、フランスの終身定期金契約と同様、資産を売却することなく現金化できるところにある。利用者の死亡による契約終了後は、担保不動産は市場で売却されたり、自治体による再開発の対象となる。しかしながら、我が国のリバース・モーゲージは、社会情勢等様々な問題により、その本格的な活用が行われていないのが実情である⁷⁴。大まかに指摘されている問題点は、 担保割れのリスク、利用条件による制約、 利用者側の認識の低さ、 相続との関係、である。

まず、リバース・モーゲージの仕組上の問題点である 担保割れのリスクであるが、具体的には利用者の当初想定以上の長生き、地価の下落、金利の上昇といった問題に分けることができる。地価の下落リスクに関しては、土地を担保とするため避けられない問題点である。バブル崩壊後、我が国の地価が下落の一途をたどっている

⁷⁰ 第17回全国家事調停婦人委員懇談会、前掲論文、63頁。老親の面倒を見ることを条件に、財産のすべてを相続する旨の文書を作成したが、老親より子が先に死亡したため、紛争が起きた例が紹介されている。

[「]松川、前掲書、79-80頁。多田雄司「フランスで活用されているビアジェ契約(上)(下)」『税務弘報』(中央経済社)第43巻5-6号。終身定期金契約の法規定は我が国民法にも存在する(民法689条~694条)。しかし、その利用はというと、全くといっていいほどなされていないようである。そのような契約を結ばなくとも、特定財産を遺贈する旨の遺言書を作成するなどして、終身定期金と同じような取り決めを行うようである。また、フランスのように終身定期金を計算するようなノウハウも存在しないため、その運用がなかなか現実化しないのであろう。

⁷² 近年においては高齢化のリスクが高いため、以前ほど積極的には活用されていないようであるが、それでも年間5,000件~7,000件ほど行われている。その積極的な関与を行うフランスの公証人が約7,000人であるため、公証人一人につき年間一件程度の成約と考えてよいようである。また、その多くはパリと老人が住んでいるコートダジュールなどの地中海に集中している。多田、前掲論文、松川正毅「実践フランス法入門 終身定期金契約1-6」『国際商事法務』第25巻11号-12号、1997年、第26巻1号-4号、1998年に詳しい。

⁷³ 普通の住宅ローンが最初に一括して資金を借入、年月の経過とともに借入残高が減っていくのとは反対に、時間の経過とともに借入残高が増え、最後に一括して返済する仕組となっているためリバース(逆)モーゲージ(抵当融資)と呼ばれる。1981年(昭和56)に東京都武蔵野市で初めて行われた。国内の制度は、公的プランと民間プランがあり、自治体が一般財源から直接融資する直接方法(武蔵野方式)金融機関を斡旋する間接方式(世田谷方式)の2種類に分類できる。小林和則『高齢社会の資産活用術 リバースモーゲージ その仕組と問題点』清文社、1999年、25頁。

[™] 実績は、公的プランで約70件程度、民間プランで約300件程度にとどまっている。同書、2・7 - 8頁。

ことを鑑みると、リバース・モーゲージにおける最大の問題である。通常、融資限度額は担保評価額の5-7割程度に抑えられてはいるものの、最近の地価の急落にはとても耐えられるものではない⁷⁵。この担保割れリスクへの対応策としては、アメリカにおいて保険制度の導入が行われており、公的なバックアップが行われている⁷⁶。

次に利用条件による制約である。上記の担保 割れのリスクとも関連して、その利用条件は制 限されたものとなっているのである。担保不動 産の価値については5千万円以上、もしくは1億 - 2億円と設定されており7、土地急落の近年に おいてはその基準を満たすことが困難になって きている。また上述の通り貸出限度額が担保評 価額の7割程度に抑えられていることもあり、資 産価値が小さい場合は、利用者の毎月の受取額 も少額になってしまい、利用の魅力は減少する。 さらに、マンションは、その権利関係や評価が困 難であること等が理由となり、担保資産として 認められないことが多い。しかし、この利用条件 による制約は、今後のリバース・モーゲージの利 用拡大やアメリカのような保険制度の導入が行 われるならば、大きく緩和することも考えられ る。

利用者側の認識の低さに関しては、我が国の不動産に対する相続意識が影響していると思われる。つまり、死ぬまで借入を継続し、自分の財産を使い切るという考え方に馴染めない高齢者が多いのである。この点においては、相続人である子との契約も可能とされているフランスの終身定期金契約が、我が国の相続意識とも合致しうる。また、制度の仕組が複雑であり、高齢者には理解しにくい側面もあるようである⁷⁸。相続人の関係においては、紛争を回避するため、相続人

の同意が要件とされている場合が多いで。

リバース・モーゲージに関しては、高齢化社会 を反映してか最近様々な観点から議論が加えら れており、年金問題や福祉問題等、現在日本が直 面している問題と密接に関連するものも少なく ない。また相続との関係においても、財産を相続 する子供のいないケースや子に財産を相続させ たくない場合等は、フランスの終身定期金契約 同様、居住用資産を保有しつつ現金を得られる 有効な手段の一つである。介護費用の高額化や 愛情による親子関係の変化は、政策的な誘導が あるにせよ、確実に高齢者の自立意識を高めて いる。そうした意識の浸透とともに、こうしたフ ランスの終身定期金契約や我が国のリバース・ モーゲージは、有効な手段として機能するであ ろう。そのためには、政府・地方・自治体が協力 しあい、高齢者保護の視点に立った制度の充実 が、今後の課題であろう。

おわりに

戦後の親族・相続法改正から50年余り、男女 平等と諸子均分の近代的相続法規定と、「家」制 度の下に根付いた旧来の慣習や意識の残存との ギャップは、現代の少子高齢化の問題とあい まって、生活の様々な局面に問題を生み出し、抱 え込む結果となった。国民の意識は、現在の近代 的法規定を一応は認識しているものの、法規定 と現実の高齢化社会との落差に困惑しているの である。医療の進歩に伴い、大多数の国民は多か れ少なかれ介護を体験せざるを得ないのが現状 である。そのため介護は非常に切実な問題と なっている。内包された様々な問題は、法が規定

⁷⁵ 実際に担保割れとなった例は出てきており、公的プランにおいては、融資が打ち切られたものの、担保権の実行は行われず返済 は利用者の死亡まで猶予された例がある。また民間プランでは実際に担保権が実行された例もあるが、いずれにしても利用者が 高齢者ということもあり、実際の対応には難しいものがあるのが実情である。

^{76 1989} 年(昭和59)からアメリカで行われた低額資産保有層を対象とする高齢者福祉、在宅福祉目的のHECM (Home Equity Conversion Mortgage)というリバース・モーゲージ制度においては、政府がパックアップする保険が付されている。これにより、本文のようなリスクに対して手当がなされている他、融資機関の倒産や融資金の不払い等、利用者のリスクに対しても対応がなされている。小林、前掲書、69 - 84 頁。

⁷⁷ リバース・モーゲージは、その主体により公的機関によるものと、民間機関によるものとに分類される。公的なものは民間のものに比して、その利用条件は緩和されたものとなっているようである。

⁷⁸ 総務庁が1995年(平成7)に全国の60歳以上の男女3,000人に対して行った「高齢者の経済生活に関する意識調査」によると、「親の土地や家屋などの不動産を子供に譲ることについてどう考えるか」については、「不動産は、そのまま子供に継がせるべきである」が64.7%を占めている。また、「リバース・モーゲージに関心があるか」については、「利用したい」が4.0%、「関心はあるが利用するかどうかはわからない」が15.0%に対して「関心がない」が60.2%となっている。

[🤋] リバース・モーゲージにおいては、利用者の死後、相続人は現金で借入残高を一括返済しない限り担保資産を相続できない。

水野 由佳子

する扶養と介護の関係において、その負担が報われないことから、扶養と相続の関係を吹き出し口として、ほんの一角を露呈しているに過ぎないのである。実務上利便性の高い遺言への傾倒も、こうした問題の一部である。

今後の少子化、そしてより一層の高齢化を背景とした扶養と相続は、一組の夫婦が両方の老親の面倒を見なければならないというケースはもちろんのこと、子のない親のケース、また若層から中高年層と増加しつつある離婚・再婚問題等も絡まって問題は際限なく広がりを持つ。配偶者の相続権と関連した夫婦財産制のあり方、また、家庭内での扶養が不可能となった場合でおける社会的扶養の整備は、現代社会の扶養の女性の社会進出、介護費用の高額化等は、より一介護大きの女性の社会進出、介護費用の高額化等は、保暇・退職等の補償問題との関係で労働関係が強調してものあり方が大きく問われることになる。

平和時より家族員の財産関係を明確に規定したり、契約をもって生前より相続時のことを考えることは、我が国の家族にとって徐々に自覚されてきてはいても、未だ不十分にしか形成されていない。しかし、今後の高齢化社会における介護や面倒見を含む扶養と相続の望ましい関係を展望する上で、こうした方向での対応を可能にするような制度的仕組の整備は、家族という共同体各構成員の個人としての自立を確保するためにも、必要なのではないだろうか。

家族を取り巻く状況は大きく変化している。 扶養と相続に限定されることなく、これらの家 族を取り巻く状況に、法も柔軟な対応をする必 要があろう。変化の中にあって、家族そのものに ではなく、家族を構成する各家族員である個人 に注目し、考えていくことが求められているの である。各家族員である個人に着目し、全体の権 利義務関係を明確にし、整備していくことは、い わゆる理想とされる家族の結びつき、そして家 族の平和に寄与するものではないかと思われる。

参考文献

文献

1. 有地亨編『現代家族法の諸問題』弘文堂、1992年。

- 2. 青木道夫・竹田旦・有地亨・江守五夫・松原治郎編『講 座家族 5. 相続と継承』弘文同、1974年。
- 3. 伊藤昌司『相続法』有斐閣、2002年。
- 4. 伊藤昌司 相続法の基礎的諸問題 』大阪市立大学法学会、 1981 年。
- 5. 大村敦志『家族法』有斐閣、1999年。
- 6. 奥山恭子『これからの家族法1(親族編) 2(相続編)』 不磨書房、2000年。
- 7. 小林和則『高齢社会の資産活用術 リバースモーゲージ その仕組と問題点』清文社、1999 年。
- 8. 佐藤義彦・伊藤昌司・右近健男著『民法 親族・相続』 有斐閣、2001年。
- 9. 塙陽子『家族法の諸問題 (上)』信山社出版、1993年。
- 10. 利谷信義 『家族と国家 家族を動かす法・政策・思想』 筑摩書房、1987年。
- 11. 利谷信義編『NJ叢書 現代家族法学』法律文化社、1999 年。
- 12. 中川善之助・泉久雄著『相続法(新版)』有斐閣、1985 年。
- 13. 深谷松男『現代家族法 (第四版)』青林書院、2001年。
- 14. 福島正夫編『家族 政策と法 1 総論』東京大学出版会、 1984年。
- 15. 福島正夫著・利谷信義編『福島正夫著作集 第2巻』勁 草書房、1996年。
- 16. 松川正毅『大阪大学新世紀セミナー 変貌する現代の 家族と法』大阪大学出版会、2001年。
- 17. 我妻栄『改正親族・相続法解説』日本評論社、1949年。
- 18. ジャック・コマイユ著・丸山茂・高村学人訳『家族の 政治社会学 - ヨーロッパの個人化と社会 - 』御茶の水 書房、2002 年。

論文(文献所収)

- 19. 有地亨「現今の相続の機能の変化とその考え方の再検 討」(家族史研究編集委員会編『家族史研究3』大月書 店、1981年)。
- 20. 泉久雄「寄与分の主体」(太田武男・野田愛子・泉久雄編『寄与分・その制度を課題・』一粒社、1998年)
- 21. 伊藤昌司「法制審身分法小委の1975年(昭和50)中間 報告と夫婦財産「共有」制」(中川淳先生古稀祝賀論 集刊行会『新世紀へ向かう家族法』日本加除出版株式 会社、1998年)。
- 22. 上野雅和「寄与分と特別受益」(中川淳還暦『現代社会と家族法』日本評論社、1987年)。
- 23. 太田武男「代襲相続」(中川淳・松本暉男編『学説判例 家族法』法律文化社、1978年。
- 24. 梶村太市「寄与分と遺留分の関係」(太田武男・野田愛子・泉久雄編『寄与分 その制度を課題 』一粒社、1998 年)
- 25. 来栖三郎「相続税と相続制度」(雄川一郎『公法の理論 (中)』有斐閣、1976年)。
- 26. 利谷信義「創設的届出の不受理申出制度」(中川善之助 先生追悼現代家族法大系編集委員会編『現代家族法大

系 5』有斐閣、1984年)。

- 27. 原田純孝「扶養と相続 フランス法と比較してみた日本法の特質 」(奥山恭子・田中真砂子・義江明子編『シリーズ比較家族第 期 扶養と相続』早稲田大学出版部、1998年)。
- 28. 山脇貞司「高齢者扶養をめぐる法的諸問題」(川井健・ 利谷信義・三木妙子・久貴忠彦・野田愛子・泉久雄編 『講座・現代家族法 4』日本評論社、1992 年)。

雑誌論文

- 29. 泉久雄「これまでの相続法これからの相続法」『ケース研究』(家庭事件研究会)第180号、1986年。
- 30. 伊藤昌司「相続法学への問いかけ」『法律時報』(日本評論社)第52巻7号、1980年。
- 31. 伊藤昌司「寄与分の算定に関連する若干の問題」『判例 タイムズ』(判例タイムズ社)第663号、1988年。
- 32. 伊藤昌司「夫婦財産制議論の行方」『ジュリスト』(有 斐閣)第1019号、1993年。
- 33. 伊藤昌司「家族の変容と家族法」『都市問題研究』(都市問題研究会)第46巻3号、1994年。
- 34. 伊藤昌司「判例評論」第406号『判例時報』(判例時報 社)第1433号、1992年。
- 35. 右近健男「夫婦財産制(西ドイツ)」『比較法研究』(比較法学会)第37号、1975年。
- 36. 小野塚久枝「敗戦直後の相続税の役割とその実態() ()」『東京家政学院大学紀要』(東京家政学院大学、 東京家政学院短期大学)第34号-第35号、1994年。
- 37. 小野塚久枝「資本の集積と家族観の変貌 民法・相続 法の視点から」『東京家政学院大学紀要 人文・社会 科学系』(東京家政学院大学 東京家政学院大学 [ほか]) 第38号、1998年。
- 38. 加藤一郎「相続法の改正(上)(下)」『ジュリスト』(有 斐閣)第721号・第723号、1980年。
- 39. 橘勝治 相続に関する民法改正の概要『金融法務事情』 第926号、1980年。
- 40. 川淳一「寄与分と遺留分の関係」久貴忠彦・米倉明・水 野紀子編『別冊ジュリスト 家族法判例百選 第六版 162号』(有斐閣)、2002年。
- 41. 烏野猛「高齢者の意思能力について 最近の遺言をめ ぐる裁判判例を手がかりにして - 」『日本福祉大学研 究紀要(福祉領域)』(日本福祉大学)第96号(第1分 冊)、1996年。
- 42. 久貴忠彦・米倉明・水野紀子編『別冊ジュリスト 家族法判例百選 第六版』(有斐閣)第162号、2002年。
- 43. 佐藤隆夫「扶養(介護)と相続との関係」『戸籍時報』

(日本加除出版)第455号、1995年。

- 44. 佐藤隆夫「高齢者の家庭介護の有償評価と寄与分」『戸 籍時報』(日本加除出版)第460号、1996年。
- 45. 佐藤隆夫「配偶者の相続権について」『戸籍時報』(日本加除出版)第461号、1996年。
- 46. 佐藤隆夫「寄与分と遺留分の関係」『戸籍時報』(日本加除出版)第502号、1998年。
- 47. 志村武「特集1ファーストキット民法総則・能力」『法 学セミナー』(日本評論社)第47巻5号、2002年。
- 48. 多田雄司「フランスで活用されているビアジェ契約 (上)(下)」『税務弘報』(中央経済社)第43巻5号-6号。
- 49. 谷口知平「相続法改正と、とくに寄与分条文の若干の解説私見」『龍谷法学』(龍谷大学)第14巻3号、1981年。
- 50. 中川淳「高齢化時代の法的問題」『法律のひろば』(ぎょうせい)第47巻2号、1994年。
- 51. 中川淳「家族法50年の歩みと将来像 家族立法を中心 として」『法律のひろば』(ぎょうせい)第51巻7号、 1998年。
- 52. 二宮孝富「最近の家族政策の動向と家族法」『大分大学 経済論集』(大分大学)第39号、1988年。
- 53. 原田純孝「現代家族政策と福祉」『ジュリスト増刊 福祉を創る 21世紀の福祉展望 』(有斐閣), 1995年。
- 54. 原田純孝「家族の変容と相続制度 『均分相続』問題 から『高齢社会の相続』問題へ 」『法社会学』(日本 法社会学会 有斐閣)第49号、1997年。
- 55. 松川正毅「実践フランス法入門 終身定期金契約(1) - (6)」『国際商事法務』(国際商事法研究所)第25巻 11号、1997年 - 第26巻4号、1998年。
- 56. サビーヌ・マゾー = ルヴヌール、大村敦志訳「シリーズ・日仏民法学交流の新世紀へ 個人主義と家族法」『ジュリスト』(有斐閣)第1205号、2001年。
- 57. 第17回全国家事調停婦人委員懇談会「調停に現れた家族観の変化 高齢者の離婚・扶養・相続など・」『ケース研究』(家庭事件研究会)第226号、1991年。
- 58. 特集「ジェンダーと家族 法制度の現状と問題点」『法律時報』(日本評論社)第74巻9号、2002年。
- 59. 座談会「21世紀の家族法 学説・実務の行方」『判例タイムズ』(判例タイムズ社)第1073号、2002年。

その他

- 60. 内閣府「平成13年国民生活白書」内閣府ホームページ。
- 61. 内閣総理大臣官房老人対策室「資産相続についての意識調査」1980年。